

## 平成27年度 茨城県流域下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 平成27年度茨城県流域下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 平成27年度茨城県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1号中「120,326,000㎡」を「118,653,000㎡」に、同条第2号中「328,760㎡」を「324,189㎡」に、同条第4号中「3,115,571千円」を「2,654,174千円」に改める。

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文中「66,901千円」を「65,383千円」に、「22,200千円」を「21,600千円」に改める。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
	収 入		
第1款 事業収益	17,786,224千円	1,286,817千円	19,073,041千円
第1項 営業収益	8,412,360千円	△ 165,699千円	8,246,661千円
第2項 営業外収益	9,373,784千円	1,438,268千円	10,812,052千円
第3項 特別利益	80千円	14,248千円	14,328千円
	支 出		
第1款 事業費用	17,423,604千円	333,228千円	17,756,832千円
第1項 営業費用	16,480,677千円	379,098千円	16,859,775千円
第2項 営業外費用	708,243千円	△ 18,190千円	690,053千円
第3項 特別損失	226,684千円	△ 27,680千円	199,004千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かっこ書中「2,300,374千円」を「2,512,211千円」に、「887,127千円」を「1,035,339千円」に、「1,232,121千円」を「676,552千円」に、「150,725千円」を「550,719千円」に、「及び当年度分消費税等資本的収支調整額30,401千円」を「当年度分消費税等資本的収支調整額49,256千円、減債積立金100,791千円及び基金積立金99,554千円」に改める。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	3,960,269千円	△ 684,465千円	3,275,804千円
第1項 国庫補助金	1,789,087千円	△ 368,619千円	1,420,468千円
第2項 企業債	1,329,100千円	△ 118,600千円	1,210,500千円
第3項 負担金	641,164千円	△ 137,255千円	503,909千円
第5項 関連事業収入	200,838千円	△ 59,991千円	140,847千円
	支 出		
第1款 資本的支出	6,260,643千円	△ 472,628千円	5,788,015千円
第1項 建設改良費	3,115,571千円	△ 461,397千円	2,654,174千円
第2項 資産購入費	46,709千円	△ 13,812千円	32,897千円

第3項 償 還 金	2,674,781千円		29,743千円	2,704,524千円
第4項 基金積立金	423,582千円	△	27,162千円	396,420千円
(企業債の補正)				

第5条 予算第6条中限度額「1,351,300千円」を「1,232,100千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条中「598,974千円」を「486,735千円」に改める。

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第10条中「1,912,749千円」を「1,904,061千円」に改める。

(利益剰余金の処分の補正)

第8条 予算第11条中「150,725千円」を「550,719千円」に改める。